

別紙

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者で主として製造業（ガス業、鉱業及び建設業を含みます。）を営むものが平成14年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の6第1項に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。</p> <p>なお、この控除は、事業を開始した年（相続又は包括遺贈によりその事業を承継した年を除きます。）及び事業を廃止した年においては、受けられません。</p> <p>この明細書は、確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、本年において旧措法第10条の6第1項に規定する輸入を行った輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額を記載します。</p> <p>この場合、「②」欄に記載される金額及び同法第10条の6第4項の規定により本年において輸入がなかったものとみなされる金額があるときには、これらの金額を除いて記載します。</p> <p>(2) 「②」欄には、その委託を行う者が、輸入促進対象製品の輸入を行う者に対し、直接その取得する当該輸入促進対象製品を指定して行う輸入の委託（その委託を受けた者が当該輸入の委託を受けて輸入を行ったことを証する書類を交付した場合に限ります。）により輸入を行った場合に、その輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額を記載します。</p> <p>(3) 本年中に平成14年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧措令」といいます。）第5条の8第13項の規定による輸入促進対象製品の新たな指定又は既定の解除が行われた場合には、その指定又は解除に係る新規指定製品（同項の規定による輸入促進対象製品の新たな指定により輸入促進対象製品に該当することになった製品。以下同じ。）及び解除製品（同項の規定による輸入促進対象製品の解除により輸入促進対象製品に該当しなくなった製品。以下同じ。）については、それぞれ次に掲げる金額を「①」欄又は「②」欄に記載する金額に含めるとともに、その含めた金額の明細を添付してください。</p> <p>イ 新規指定製品……本年中のその新規指定製品に係る輸入額</p> <p>ロ 解除製品……本年1月1日からその解除が行われた日の前日までの間のその解除製品に係る輸入額に12を乗じ、本年のその解説の行われた月の前日までの月数で除した金額</p> <p>(4) 「③」欄には、旧措法第10条の6第4項の規定により本年において輸入があったものとみなされる輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「④」欄には、輸入を行った輸入促進対象製品で違約品（品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入促進対象製品をいいます。）に該当するものを、本年においてその輸入の時における性質及び形状を変えないと返品のため輸出を行った場合に、その製品輸入額の合計額を記載します。</p> <p>(6) 「⑤」欄には「⑦」欄には、旧措法第10条の6第3項第1号又は第2号の規定の適用がある場合に、これらの号に規定する金額をそれぞれ記載します。</p> <p>(7) 「基準年の製品輸入額の合計額の計算」の各欄は、平成元年分から本年分の直前の年分までの各年分について、「本年の製品輸入額の合計額の計算」の各欄に準じて記載します。この明細書で書ききれないときは、別に明細書を添付してください。なお、事業を平成元年以後に相続又は包括遺贈により承継した方は、税務署（所得税担当）におたずねください。</p> <p>(8) 「⑧」欄には、損益通算や離損拡大・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。</p> <p>(9) 「⑨」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。</p> <p>(10) 「⑩」欄には、本年分の総所得額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。</p> <p>(11) 「⑪」欄には、中小企業者（常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人）である場合は、「⑫」欄の金額に$\frac{15}{100}$を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(12) 「⑫」欄には、本年中又は前年以前において旧措令第5条の8第15項の規定による新たな指定が行われた新規指定製品について、その指定が行われた年の前年以前の各年におけるその新規指定製品の輸入額を記載します。この場合、その指定が行われた年の前年におけるその新規指定製品の輸入額をもってその指定が行われた年の前々年以前の各年におけるその新規指定製品の輸入額とすることができます。</p> <p>(13) 「⑬」欄には、前年以前において旧措令第5条の8第15項の規定による指定の解除が行われた解除製品について、その解除が行われた年の前年以前の各年におけるその解除製品の輸入額を記載します。この場合、その解除が行われた年の前年におけるその解除製品の輸入額をもってその解除が行われた年の前々年以前の各年におけるその解除製品の輸入額とすることができます。</p> <p>(14) 「⑭」欄には、「⑮～⑯」の金額を記載しますが、事業を開始した年分について、「⑭」欄の「(⑮～⑯) × $\frac{12}{13}$」の分母にその年ににおいて事業を営んでいた期間の月数（1ヶ月未満の端数は切り上げます。）を記載し、この算式によって計算した金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第10条の6、平成14年改正措措法附則第6条</p>	<p>製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者で主として製造業（ガス業、鉱業及び建設業を含みます。）を営むものが租税特別措置法第10条の6第1項に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。</p> <p>なお、この控除は、事業を開始した年（相続又は包括遺贈によりその事業を承継した年を除きます。）及び事業を廃止した年においては、受けられません。</p> <p>この明細書は、確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、本年において租税特別措置法第10条の6第1項に規定する輸入を行った輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額を記載します。</p> <p>この場合、「②」欄に記載される金額及び同法第10条の6第4項の規定により本年において輸入がなかったものとみなされる金額があるときには、これらの金額を除いて記載します。</p> <p>(2) 「②」欄には、その委託を行う者が、輸入促進対象製品の輸入を行う者に対し、直接その取得する当該輸入促進対象製品を指定して行う輸入の委託（その委託を受けた者が当該輸入の委託を受けて輸入を行ったことを証する書類を交付した場合に限ります。）により輸入を行った場合に、その輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額を記載します。</p> <p>(3) 本年中に租税特別措置法施行令第5条の8第13項の規定による輸入促進対象製品の新たな指定又は既定の解除が行われた場合には、その指定又は解除に係る新規指定製品（同項の規定による輸入促進対象製品の新たな指定により輸入促進対象製品に該当することになった製品。以下同じ。）及び解除製品（同項の規定による輸入促進対象製品の解除により輸入促進対象製品に該当しなくなった製品。以下同じ。）については、それぞれ次に掲げる金額を「①」欄又は「②」欄に記載する金額に含めるとともに、その含めた金額の明細を添付してください。</p> <p>イ 新規指定製品……本年中のその新規指定製品に係る輸入額</p> <p>ロ 解除製品……本年1月1日からその解除が行われた日の前日までの間のその解除製品に係る輸入額に12を乗じ、本年のその解除の行われた月の前日までの月数で除した金額</p> <p>(4) 「③」欄には、租税特別措置法第10条の6第4項の規定により本年において輸入があったものとみなされる輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「④」欄には、輸入を行った輸入促進対象製品で違約品（品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入促進対象製品をいいます。）に該当するものを、本年においてその輸入の時における性質及び形状を変えないと返品のため輸出を行った場合に、その製品輸入額の合計額を記載します。</p> <p>(6) 「⑤」欄及び「⑦」欄には、租税特別措置法第10条の6第3項第1号又は第2号の規定の適用がある場合に、これらの号に規定する金額をそれぞれ記載します。</p> <p>(7) 「基準年の製品輸入額の合計額の計算」の各欄は、平成元年分から本年分の直前の年分までの各年分について、「本年の製品輸入額の合計額の計算」の各欄に準じて記載します。この明細書で書ききれないときは、別に明細書を添付してください。なお、事業を平成元年以後に相続又は包括遺贈により承継した方は、税務署（所得税担当）におたずねください。</p> <p>(8) 「⑧」欄には、損益通算や離損拡大・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあっては2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。</p> <p>(9) 「⑨」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうちに赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。</p> <p>(10) 「⑩」欄には、本年分の総所得額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。</p> <p>(11) 「⑪」欄には、中小企業者（常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人）である場合は、「⑫」欄の金額に$\frac{15}{100}$を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(12) 「⑫」欄には、本年中又は前年以前において租税特別措置法施行令第5条の8第15項の規定による新たな指定が行われた新規指定製品について、その指定が行われた年の前年以前の各年におけるその新規指定製品の輸入額を記載します。この場合、その指定が行われた年の前年におけるその新規指定製品の輸入額をもってその指定が行われた年の前々年以前の各年におけるその新規指定製品の輸入額とすることができます。</p> <p>(13) 「⑬」欄には、前年以前において租税特別措置法施行令第5条の8第15項の規定による指定の解除が行われた解除製品について、その解除が行われた年の前年以前の各年におけるその解除製品の輸入額を記載します。この場合、その解除が行われた年の前年におけるその解除製品の輸入額をもってその解除が行われた年の前々年以前の各年におけるその解除製品の輸入額とすることができます。</p> <p>(14) 「⑭」欄には、「⑮～⑯」の金額を記載しますが、事業を開始した年分について、「⑭」欄の「(⑮～⑯) × $\frac{12}{13}$」の分母にその年ににおいて事業を営んでいた期間の月数（1ヶ月未満の端数は切り上げます。）を記載し、この算式によって計算した金額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 租税特別措置法第10条の6、平成14年改正措措法附則第6条</p>